科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 26 日現在

機関番号: 13801 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2013

課題番号: 22530539

研究課題名(和文)派遣労働者と労働組合についての研究

研究課題名(英文)Temporary dispatched workers and labor unions

研究代表者

笹原 恵 (SASAHARA, Megumi)

静岡大学・情報学研究科・教授

研究者番号:40237813

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、派遣労働者の労働組合運動への参加と、労組側の派遣労働者の組織化を合わせて考察することによって、今日の労働組合運動のあり方を明らかにしようとするものである。事例としてとりあげた徳島の光洋シーリングテクノの派遣労働者は、多数派組合や少数派組合とは別の形でJMIUに加入し、地本や中央本部の支援を得ながら、偽装請負を告発し、派遣元企業と派遣先企業との交渉を通して、正社員化、直接雇用を勝ち取っていた。それは生産性向上、コストダウンを最優先する企業への異議申し立てであると同時に、正社員型の労働組合運動についての根本的な異議申し立てでもあり、労組の派遣労働者の組織化について大きな影響を与えていた。

研究成果の概要(英文): This study investigated the conditions of contemporary labor movements in Japan, by examining the participation of temporary workers in labor movements, and the organization of temporary workers by labor unions. Temporary workers at Koyo Ceiling Techno Co.Ltd., were investigated as a case stu dy. The workers in this company joined the JMIU, which is different from usual labor unions. The temporary workers with the support of their local headquarters and the central office, brought charges against the company, for using disguised contracts. The workers obtained regular, direct employment as a result of neg otiations with dispatching agencies and clients where the workers were dispatched. The workers made a form all objection to the company, which was giving top priority to productivity improvements and cost reduction s. Moreover, they fundamentally objected to labor movements that are only for regular-employees. This case had a significant effect on the organization of temporary workers.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 社会学

キーワード: 派遣労働者 非正規労働者 労働組合 JMIU 偽装請負 光洋シーリングテクノ 労働運動

1.研究開始当初の背景

今日、全般的な労働者の非正規化、あるいは非正規労働者の主流化・戦力化が進行しつつある。非正規労働者数は 1985 年には 655 万人と全労働者の 16.4%であったが、1990年には 881 万人と 20%を超え、2005 年には 1634 万人(32.6%) 2013 年には 1906 万人(36.7%)と労働者全体の 3 分の 1 を占めるまでになっている。

派遣労働者は、1985 年に労働者派遣制度 が創設されて以降、増加を続けており、1991 年には28万人ほどであったが、1997年には 34 万人となり、1999 年に対象業務の原則自 由化がなされ、2003年に派遣期間の上限が1 年から3年に延長され、製造業への派遣が解 禁されると、2001年には61万人、2004年 には74万人、2005年には124万人と急増し ている。この後、2008 年度の 198 万人でピ ークを迎えた後、減少傾向に転じ、2010年 で 148 万人、2011 年度で 132 万人、2012 年 度で 129 万人となっている(各年の『労働者 派遣事業報告書』より)。この間の減少は、 もちろん 2008 年秋のリーマンショック後の、 いわゆる「派遣切り」であり、2012 年に施 行された労働者派遣法改正法による、日雇い 派遣短期派遣等についての規制の成果とい うこともあろう。

非正規労働者に占める比率は概ね 5~7% 内外と大きな数値とは言えないが、「派遣切り」や「偽装請負(派遣)」など、柔軟で安 価な労働力を求める企業側と安定した雇用 先を求める労働者側との最も先鋭化した問 題が生ずる場所となっており、大きな社会問 題となっている。

他方、労働組合への加入率(組織率)は年々 凋落している。戦後の民主化の中、1949 年 の組織率は55.8%と大変高かったが、結果的 にみると、これをピークとして、1953 年に は36.3%と40%を割り込み、1983 年には 29.7%、2003 年には19.6%と2割を下回る まで低くなっており、2013 年には17.7%で ある。

2.研究の目的

組織率の低下の中、労働組合非正規労働者の組織化戦略をとるようになってきており、非正規労働者の側も、労働条件の低さや不安定な雇用、また労働実態の劣悪さなどを組合に訴えるなど、個人加盟のユニオンも含め、組合加入の動きを強めている。

そこで本研究では、労働組合側の非正規労働者の組織化と、非正規労働者の組合(組合運動)への参加の両面を調査分析することを通し、非正規労働者の動向との関係における、今日の労働組合運動のあり方を明らかにすることにした。

具体的には、特に「派遣労働者」に焦点を

あて分析を行い、以下の3つの柱を中心に研究を行った。

第1に「派遣労働者」として働く、労働者の個人レベルにおける労働実態や労働意識、組合運動への参加の契機等についての分析である。

第2の柱は、「個別労組の分析」である。 今回は第1の柱でとりあげる派遣労働者の 組織化に取り組む、JMIUに焦点をあて、そ の中央本部(東京)と共に地本(地域本部)が いかにして派遣労働者の組織化に取り組ん でいるのか、組合の側(の論理の問題として) から明らかにした。

第3の柱は、ナショナルセンターレベルでの労働組合の派遣労働者の組織化についての活動方針の分析である。連合、全労連などのナショナルセンターがどのように派遣労働者の組織化を行っているのかを明らかにした。

3.研究の方法

本研究ではこの 3 本の柱を意識しながら、特に、司法の場での労働者の権利闘争に積極的に取り組んでいる、JMIU(全日本金属情報機器労働組合)に注目し、その動きを追うと共に、JMIU傘下において、派遣労働者が自ら運動を組織し、契約社員となる成果をあげたことで注目されるが光洋シーリングテクノ(徳島)の事例を取り上げて、派遣労働者と組合についてのケーススタディを行うため、JMIUの機関誌である『金属労働新聞』により全体の動きを追うとともに、JMIU光洋ST関連支部においてヒアリング調査を行った。

4. 研究成果

(1) 派遣労働者らの組合への結集

JMIU光洋シーリングテクノ関連支部 の事例~

光洋シーリングテクノ株式会社は、徳島県板野郡藍住町にある企業で、主な業務は「産業用オイルシール製造、加工、販売、輸出、輸入、サービスおよび技術的応用ならびに自動車部品の製造販売に関しての付帯する業務」である。資本金は1億2千5百万円で、従業員数は440人(男性396人、女性44人)、従業員の平均年齢は40歳である。

1964 年に「光洋シカゴローハイド株式会社」として設立され、光洋精工株式会社(現:株式会社ジェイテクト)とシカゴローハイド社との合弁会社であった。1999 年にシカゴローハイド社との合弁を解消し、以降は、100%、光洋精工株式会社(現:株式会社ジェイテクト)の出資会社となり、同年、現在の社名である「光洋シーリングテクノ株式会

社」に社名変更をしている。

株式会社ジェイテクトは、トヨタグループの機械・自動車部品製造企業(特にベアリン1万1015人、連結で4万3456人(いずれも平成26年3月31日現在)資本金455億9千百万円、売上高は単独で6423億3千7円、売上高は単独で6423億3千7円、売上高は単独で6423億3千7円、連結で1兆2601億9千2百万円である。年の容は、「ステアリングシステム、主な事業内容は、「ステアリングシステムを事業内容は、「ステアリングシステムを事業内容は、「ステアリングシステムを主な事業内容は、「ステアリングシステムを事業の製造・販売」である。1921年に大洋精工社」(のちに、光洋精工社」が、2006年に合併して誕生した企業である。

光洋シーリングテクノ(以下、光洋 ST と略す)には、多数派として連合傘下の「JAM(ものづくり産業労働組合)光洋シーリングテクノ労働組合」が、少数派として全労連傘下の「JMIU光洋シーリングテクノ支部」が存在していた(2011年のデータによれば、JAMは340人、JMIU30人)。前史があり、以前は「全金」(総評系の全国金属)の組合であったが、連合発足当初に分裂し、多数派はJAMに、少数派は「徳島金属」を経て、JMIUに加入したということであった。

請負労働者」(「派遣労働者」、詳しくは 後述。以降は「派遣労働者」と記す) らのヒ アリングによれば、JAM,JMIUのいず れの組合もいわゆる「正社員型」の組合であ り、積極的に派遣労働者らを組織化する動き を見せたわけではなかったという。実際、J AM労組に偽装請負について相談したこと もあったが、進展をみなかったという。また そもそも派遣労働者らが複数の請負会社(事 実上は派遣元会社、以降は派遣元会社と記 す)に属していたため、それぞれの派遣元会 社と請負元企業(実は派遣先企業、光洋ST のこと。以降は派遣先企業と記す)の両方に 交渉する必要性もあり、労働者らから相談を 受けたJMIU徳島地本(地方本部の略、以 下、地本とのみ表記)は、2004年9月に自ら の下に「JMIU光洋ST関連支部」を置き、 派遣元会社別に「 分会」「 分会」と いう形で労働者らを組織化することにした。 「関連支部」としたのは、光洋STの下請け 企業の労働者も含むためであり、複数企業が からむ複雑な雇用関係になっていた。派遣労 働者らによれば、当時、光洋STの労働者560 人中 120 人以上がいわゆる社外工であり、 J MIU徳島地本には、「有給休暇がとれない」 「努力しても賃金は上がらず、それどころか 下げられる」「配置変更や解雇も好き勝手 にやられる」などの相談があったという(『金 属労働新聞』2005年6月10日)。

このようにして、2004年9月、2社の派遣元会社に属する労働者27人(全員男性)が JMIUに加盟した(10月初旬までに33人に増加)。彼らは主にピストンシールという部 品を作っており、職場には職制の正社員27、3人がいたという。後の訴えが語るように、彼らピストンシール職場の労働者は、外形的には「請負労働者」ということになっていたが、事実上は光洋ST社員からの指示を受けてピストンシールを作る「派遣労働者」であったという。すなわち「偽装請負(派遣)」ということになる。

組合結成後、JMIUは、派遣元会社2社 に対し、組合結成を通告し、組合加入の妨害 や不利益変更、団交拒否などの不当労働行為 を行わないように要請するとともに、組合員 の労働条件の決定、変更については事前協議 が必要であることや、労働条件改善(定期昇 給、一時金支給)などの要求を行っている。 以降の交渉の中で、彼らは、2005年の春闘で は時給アップを勝ち取っている(入社年数ご とに、1年以上は10円アップ、2年以上は 20 円アップ、3 年以上は30 円アップ)。しか し派遣先企業の光洋STは、組合側の申し入 れに対し、直接労使関係がないという理由で 団交を拒否し、組合対策とも思えるような、 新たな「請負会社」の導入を行ったという。 そのため、同年 12 月には、組合員 30 人が徳 島労働局・厚生労働大臣に対し、偽装請負を 告発し、光洋STへの直接雇用の指導、助言 及び勧告を求める申し入れを行っている。

このような中、派遣元会社の1つである C 社は、この告発を理由に、労働者ら 68 人に 突然解雇通告を行い、翌年1月末での「雇用 契約終了通知書」を送付してきた。C 社によ れば、光洋STが労働者の解雇を要求し、で きなければ契約を解除するとしていたこと や同社の労働者を他社に移籍するように求 めたこともあったという。そしてC社側の 「派遣」への切り替え提案にも応じてもらえ なかったため、同社から撤退することにした という。しかし組合側が、このようなやり方 自体、事前協議約款に反すると主張したため、 C社は光洋STに直接雇用を要請するとと もに、他の請負会社(派遣元会社)に雇用を 引き継いだうえで撤退するという意向を示 し、労働者らは他方の派遣元会社S社に雇用 されることになった。

他方、光洋STはC社の解雇撤回を白紙に戻すよう迫り、転籍先の派遣元企業を非難するとともに、「労組に加入しないことを前提に雇用する」という派遣企業と組み、懸賞金をかけて(最低6万円、最高25万円)」MIUに結集した労働者らを排除する動きを見せた。

このような状況の中、1月に徳島労働局から光洋STと派遣元会社C社に対し、雇用を確保するようにという文書が出されたため、組合員は他方の派遣元企業S社に移籍し、勤務年数も一定数引き継がれることになった。このような状況の中、JMIUに加入する労働者は増加し、3月末には50人を超え、4月には60人が加入するなど徳島地本最大の支部になっている。

また同年4月になると、徳島労働局は厚生 労働省の判断を仰いだうえで、是正指導を行 ったが、その内容は「すでに派遣受け入れの 期間の制限を超えているので、(派遣労働に ついては)これ以上継続できない」「『適正な 請負』にするように」というものであったた め、職場は大混乱に陥ったという。すなわち、 「請負」の外形を整えるために、派遣元会社 ごとに労働者を区分けするなどしたため、べ テランの指導が受けられず、ロットアウトが 続発したりしたという。5月に光洋STは、 正社員の組合、JMIU光洋ST支部に対し 「業務請負の是正取組について」という文書 を送付し、従業員の異動についての理解を求 めているが、同組合は事前協議がなかったこ とや「是正指導書」や「是正計画」が明示さ れていなかったことや組合員への謝罪がな かったこと、また「直接雇用」という問題解 決がないことを理由に、異動を拒否している。

JMIUは、「労働局の指導」に対し、「行 政は、むちゃくちゃな偽装工作を推進させて いるというしかない」と反論するとともに、 直接雇用への指導を行うべきであるという 主張を続け、6月には、JMIUの代理人の 弁護士らの「意見書」を厚労省に提出し、全 労連、徳島労連、JMIU、そして当事者(労 働者)らが要請交渉を行っている。また7月 には徳島市内で「光洋シーリングテクノ偽装 請負を告発するシンポジウム&激励集会」を 行うとともに、県庁、労働局への要請行動、 また光洋STへの要請行動も行った。この様 子を翌 31 日、朝日新聞が1面トップで伝え 「偽装請負」の大特集を始めると、キャノン、 松下プラズマなどにおいても偽装請負が行 われていたことが判明し、全国的に「偽装請 負」についての話題が大きくとりあげられる ようになる。

8月に入るとこの反響の大きさに押された形で、光洋STは「偽装請負」を解消するために(200人中)3分の1の偽装請負労働者(派遣労働者)の直接雇用にするとともに、

長年、光洋STで働いてきた「派遣・請負」 労働者を経験年数順に「期間契約社員」して 30 人雇用するということの解決に向り、この問題の解決に向り、この問題の解決に向り、当の一歩が踏み出された。この合意により、高いではより下は出した「申告書」が取り下が記の2項に加え、の「期間契約で対るのではなく、一定期間を引きしてのより正社員に登用を行う、これにあたより正社員に登用を行う、これにあたりに対働組合の所属や活動について不利益ともない、についても合意に至っている。

以降、9月になると、合意の通り、計 59 人の請負・派遣労働者が直接雇用になり(「期 間契約社員」として 30 人雇用、「偽装請負」 解消のため 29 人が直接雇用) 翌年以降も直 接雇用、また正社員化が実現している。

2007年12月には、契約社員として1年に

なる 53 人中 47 人が採用試験を受け、うち 14 人が正社員となっている。また 2008 年末には 20 人が正社員となり、2009 年 11 月の団交では、会社側が残りの13 人の組合員を翌 2010 年 1 月付で直接雇用にすると回答し、この時点で組合員 44 人中、正社員 22 人、契約社員 22 人となり、全面解決に向かうように見えた。

しかしこのような中でも JAM 労組との対立 図式がみられ、JMIU 光洋 ST 支部と JMIU 光洋 ST 分会は連名で、JAM 労組と会社側に対して 「抗議声明」を出す事態に至っている。外形 上は、登用試験に際して会社側が「本当に受 験対象者の評価が公平に行われているかど うか」が争点になっているが、事実上は、有 期契約社員の社員登用についての見解の違 いが問われているのである。この「抗議声明」 の中に、派遣労働者らが今回のような形で組 合を結成した一つの理由が示されている。次 の一節である。

「光洋シーリングテクノ(株)が、長年に渡って『偽装請負』を継続し、不当な差別・格差を生じさせたのは、結果として、JMI Uも含む労働組合にも共同責任がある」。

派遣労働者らは、確かに「偽装請負」を告発し、正社員化をめざしたのであるが、それは会社側のみならず、その状況を黙認し立てを以びなくとも積極的な異議申し立てを知るの労組の姿勢についても過ぎのある。まについても必ずしも品質改善についても必ずしも品質改善にでいるが向りである。その意味で、いると思われる)労働をである。その意味で、がウンでの、生産性向上、コストダウンでの場に、生産性向上、コストダウンでの場に、正社員型の労働運動についての場に、正社員型の労働運動についての根本的な異議申し立てともいえよう。

翌 2010 年 7 月、会社側はJMIU光洋S T連支部の支部代表のY氏に「勤務状況及び 生産実績が著しく不良である」として解雇通 告をしたため、同関連支部は、「春闘中の代 表解雇は組合つぶし」「組合として合意して いない」「契約解除は双方の話し合い、合意 のうえでという協定に反する」として抗議を し、解雇通告の撤回を要求、しかし会社側が 話し合いによる解決を拒否し、解雇を強行し たため、同支部は24時間ストに突入し、連 日時限ストを行うなど抗議活動を展開した。 翌 2011 年からは JMIU 中央本部と徳島地本が 会社側との話し合いが継続したが、解決にい たらず、2012年10月に地裁に提訴し、同年 11月~2013年8月まで6回の審理が行われ、 組合側は、「解雇の本質が『正社員化闘争、 それに続く品質関係の告発に対する報復』で あることを示し、その上で、同意約款を無視 して行った解雇は無効だと主張」し、会社側 と全面対決の様相を呈していた。しかし8月 で争点整理を終え、9月から証拠調べとして 代表自身が証言する予定であったが、本人の 病気により、出廷できなくなりました。職場復帰の見通しもたたないことから、組合側から和解を申し入れ、2013 年 12 月に和解が成立した。解決金による合意退職という形であった。

(2) JMIU(全日本金属情報機器労働組合) による非正規労働者、派遣労働者の組織化

JMIU(全日本金属情報機器労働組合)は設立当初から、労使協調路線・形式的な春闘路線をとる連合の組合運動への根本的な批判から出発しており、1989年の大会宣言「JMIUは、金属・機械、情報機器関連産業に働業に不の労働者の利益を代表する。このののまともな労働組合、闘いの高速にからに、闘う労働組合を強く前面に超がある。設立当初から非正規労働者問題を出り、1989年組織として不安についても正規雇用者の要求額を時給換算して盛り込んでいる。

臨時社員の賃金差別訴訟で成果を勝ち取 った、長野県の丸子警報器の場合は、1989年 という早期に非正規労働者の組織化に取り 組んでいるが、JMIU 全体でも、パートが解雇 されたことを契機に JMIU に加入し解雇撤回 闘争に向かうといった形での組織化が多く 見られる。たとえば、日本電子では 1993 年 3 月に赤字決算を口実に 62 人のパートを解雇 しているが、うち2人が JMIU 労組に加入し て、地裁への提訴に踏み切っている。また大 阪の岡山モリテツ電機・寝屋川工場も、1993 年4月の工場閉鎖・全員解雇に納得できない とした非正規労働者 11 人が JMIU 支部を結成 し、団体交渉を通した解雇撤回を行っている。 そして 1993 年に丸子警報器の非正規労働者 (臨時者)28 人が賃金差別訴訟を提訴し、 1996年に勝訴を勝ちとっている。この勝訴以 降、JMIU の各支部においては特に非正規労働 者の組織化がいわば常道であると考えられ るようになっているといえよう。

派遣労働者の組織化については、(1)であげた、徳島の光洋 ST の派遣労働者(偽装請負として働かされてきた派遣労働者)がJMIU にとっても組織化のための重要なステップとなったと考えられる。すでに述べたように、2004年、光洋 ST の派遣労働者らが地本のもとに「光洋 ST 関連支部」を立ち上げ、全国で最初に「偽装請負」を告発、正社員化を求めてたたかい、直接雇用と正社員化を勝ち取っている。

これに端を発し、2006 年 10 月、同じく徳島にある、発光ダイオードメーカーの日亜化学の派遣労働者ら 19 人が JMIU に加入し、光洋 ST 関連支部と同様、偽装請負の解消と直接雇用を求め申告を行うなど、派遣労働者らが JMIU に加入し、偽装請負を告発するとい

う動きがみられるようになる。

JMIU は、この2社の派遣労働者らの組織化や労働局や厚労省への要請、また司法の場での闘争を支えながら、労働者派遣法の抜本改正を求める全国的な運動を展開している。

以降も、「『派遣切り』とのたたかいの『のろし』となったいすゞ自動車支部結成」(2008年12月9日)や外国人労働者を組織している静岡・愛知の同地本など、地本との連携を通して、組織化を進めている。いすゞに続き、特に輸送用機械関連企業において、派遣切りに端を発した派遣労働者の組織化が裁判闘争に持ち込まれる事例が多くみられ、いすゞ自動車の後、マツダ、日産などで働く派遣労働者が、同企業と派遣元企業を相手取った裁判を起こしており、JMIU 独特の運動展開がみられる。

(3) ナショナルセクターレベルの 労働運動での派遣労働者をめぐる動き

2012 年 10 月 1 日に労働者派遣法改正法が施行され、法律の名称にも目的にも「派遣労働者の保護」が明記された。しかしこの「改正」についての評価は、全労連、連合とナショナルセクターレベルで分かれている。

1)全労連の評価

全労連によれば、今回の法改正は、民主、 自民、公明による「密室修正」であり、そも そもの「改正」の趣旨であった、「登録型派 遣・製造業派遣の『原則禁止』が削除される など、大幅な修正・後退がはかられたことは 遺憾の極み」であり、今後とも全労連は、「雇 用の現場の厳しい実態を踏まえた論議と派 遣労働者保護の立場にたった規制強化を強 く求める」としている(「労働者派遣法『改 正』法案の成立にあたっての(全労連)事務 局長談話」、2012年3月》

2)連合の評価

連合は改正法を「ねじれ国会の情勢下、労 働者派遣法の創設以来の規制緩和の流れを 転換させ、2003年から改正されていない現行 派遣法を労働者保護に向けて一歩でも二歩 でも前進させるもの」と評価している。とり わけ「『違法派遣における雇用申込みなし規 定』は日本で初めての画期的な枠組みであり、 有期労働法制などと共に非正規労働者の権 利保護に資する内容となっている」と高い評 価を与えている(「『改正労働者派遣法』の成 立についての談話(連合事務局長),2012年 3月)。残された課題については引き続き、審 議会、あるいは運動の中で取り組んでいくと いう姿勢は全労連と同様ながら、政権担当政 党とのかかわりもあり、全体的に肯定的なト ーンとなっており、このあたりが個別労組の バックボーンとなっている政策の違いと考 えられる

2013 年度には、この傾向に歯止めをかけるべく、政府の派遣労働の緩和に向けての動きが見られ、ナショナルセクターレベルの連合、全労連はもちろんのこと、ユニオン系の労働組合においてもこの動きに対する異議申し立てがなされており、国会での審議をめぐる大きな動きとして現在も継続中である。

政府の動きからみると、政府の規制改革会議が5月に日雇派遣の原則禁止の見直しなど派遣労働の規制緩和の方向を打ち出し、10月には派遣期間の上限を撤廃する方針を含む意見書を公表している。またこれを受けた形で、8月、厚労省は労働政策審議会に労働者派遣法見直し素案を提示し、同審議会はこれに沿った形で2014年1月に労働者派遣法を見直す最終報告を示すに至っている。

これに対し、連合は、9月に「労働者派遣法 改正に向けた連合の考え方」を確認し、不安 定雇用を増やさない視点から、「常用代替防 止」と「派遣労働者の保護」の観点に立脚し た見直しを求めている。また全労連も8月と 3月に事務局長談話を発表し、これらが企業 の一方的な主張が盛り込まれた規制改革会 議の要望に応えるものとして批判しており、 到底受け入れることはできないとしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

<u>笹原恵</u>「グローバリゼーション下の浜松地域の変容 (1)浜松市の合併に伴う自治会の再編」)(日本社会学会、2013年11月4日)

6. 研究組織

(1)研究代表者

笹原 恵

(SASAHARA Megumi)

静岡大学・情報学研究科・教授

研究者番号: 40237813